

平成 30 年度国民健康保険事業費納付金の算定のための諸係数について

このことについて、下記のとおり定める。

記

- 1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和 34 年政令第 41 号。以下「令」という。)第 9 条第 3 項に基づき知事が定める医療費指数反映係数 (α) は, 1 とする。
- 2 令第 9 条第 5 項に基づき知事が定める一般納付金所得係数 (β) は, 1.0310287882012 とする。
- 3 令第 9 条第 8 項に基づき知事が定める一般納付金基礎額調整係数 (γ) は, 1.1285554746126 とする。
- 4 令第 10 条第 3 項に基づき知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数 (β) は, 1.0218561965027 とする。
- 5 令第 10 条第 6 項に基づき知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数 (γ) は, 0.9999999991046 とする。
- 6 令第 11 条第 3 項に基づき知事が定める介護納付金納付金所得係数 (β) は, 1.0600168539929 とする。
- 7 令第 11 条第 6 項に基づき知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数 (γ) は, 0.9999999978387 とする。